Information

市役所への お問い合わせ先

- ■西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- ■東予総合支所 TFL 0898 — 64 — 2700
 - ■丹原総合支所 TEL0898-68-7300
 - ■小松総合支所 TEL0898-72-2111

の

請をして介護保険負担限度額 定の条件に該当する方は、 民税が非課税の世帯や 申

住費が一部減額されます。 護保険施設利用時の食費と居 認定証の交付を受けると、介 現在、 入所中で該当する方

平成18年6月30日が有効期限 までに申請をしてください。 となりますので、7月31日側 は申請をしてください。すで に認定証を持っている方も、

対象となる介護保険施設

○介護療養型医療施設 ○介護老人保健施設 護老人ホーム) 介護老人福祉施設 (特別養

食費と居住費を減額します 介護保険施設利用時

減額認定証を交付します 入院時の食事代を減額する

件に該当する方は、 税が非課税の世帯や一 保健適用(該当)者で、 て減額認定証の交付を受ける 国民健康保険加入者、 申請をし 一定の条 住民 老人

※認定証は持っている方。 ○介護保険被保険者証 ■申請に必要なもの ○ショートステイ 介護保険負担限度額認定証

申請先

市庁舎別館高齢介護課 介護認定給付係

れます。

入院時の食事代が減額さ

療受給者証と加入して

いる

認定証は申請をした月の

申請

○東予総合支所福祉課 高齢介護係 (内線134) 内線2347)

)丹原総合支所福祉課 小松総合支所福祉課 高齢介護係 (内線123) 高齢介護係 (内線281)

新の申請をしてください。

■申請に必要なもの

○国民健康保険加入者 民健康保険証 は 玉

○老人保健適用者は、

老人医

市民保険係

(内線135)

31日が有効期限となりますの を受けた方も、平成18年7月 い。すでに減額認定証の交付 方は早めに申請をしてくださ ませんので、認定証が必要な で、7月24日周以降早めに更

○印鑑

○減額認定証(すでに交付を 受けている方)

)丹原総合支所市民生活課

市民保険係 (内線208

)小松総合支所市民生活課

▼入院時食事代の自己負担額(1食当たり) ■国民健康保険加入者(老人保健適用者を除く)

	区	分	負担額
Α	B・C以外の方		260円
В	世帯主と加入者全員が住民 税非課税の世帯の方、また は平成17年1月1日現在65 歳以上であり、合計所得金 額が125万円以下の世帯で 非課税の方	90日までの入院	210円
Ь		90日を超える入院	160円
С	70歳以上であり、世帯主と加入者全員が住民税 非課税で、その世帯の加入者全員の総所得額が 0円になる方		100円

領収書)申請日から過去1年間 は、 入院日数が90日を超える方 入院日数を確認できる

月以前の食事代は対象となり 日から有効となります。

○今年の1月2日以降に転入 された住民非課税証明書 した方は、前住所地で発行

申請先

)東予総合支所市民生活課 医療係 国保係 市庁舎本館 市民保険係 (内線153 国保医療 (内線2433) (内線2434

■老人保健適用者

		区	分	負担額			
	D	住民税課税世帯の方		260円			
	_	世帯の全員が住民税非課税である方	90日までの入院	210円			
	Е		90日を超える入院	160円			
	F	世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入な どから必要経費・控除を差し引いた所得が0円 になる世帯の方		100円			

※B・C・E・Fに該当する方は、減額認定証を入院の際に医療機関の窓口に提示することで、表の負担額になります。

2011年7月24日までにアナログテレビ放送は終了します

地上デジタルテレビ放送は、2003年12月から関東・中京・近畿の一部で開始 され、今年末までには、すべての都道府県庁所在地で放送が開始されます。 地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、地上アナログテレビ放送は、 2011 (平成23) 年7月24日までに終了します。

地上デジタルテレビ放送を 視聴するには、

 対応テレビに買い換える ②デジタルチューナーを買い足す ③ケーブルテレビに契約する

受信相談

総務省地上デジタルテレビジョン放送 受信相談センター TEL0570-07-0101

詳しくは

(社)地上デジタル放送推進協会 http://www.d-pa.org

などの方法があります。